

I.騒音

1 騒音規制法に係る規制基準

(1)騒音規制法(昭和四十八年六月十日法律第九十八号)の概要

①目的(騒音規制法第一条)

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

②定義(騒音規制法第二条)

(イ)「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する発生する施設であって政令で定めるものをいう。

(ロ)「規制基準」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(以下「特定工場等」という。)において発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限をいう。

(ハ)「特定建設作業」とは、建設工事として行なわれる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって政令で定めるものをいう。

(ニ)「自動車騒音」とは、自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車であって環境省令で定めるもの及び同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。)の運行に伴い発生する騒音をいう。

③地域の指定(騒音規制法第三条)

都道府県知事(市の区域内の地域については、市長)は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない。

④規制基準の設定(騒音規制法第四条)

都道府県知事は、地域の指定を行なうときは、環境大臣が特定工場等において発生する騒音について規制する必要の程度に応じて昼間、夜間その他の時間の区分及び区域の区分ごとに定める基準の範囲内において、当該地域について、これらに対応する時間及び区域の区分ごとの規制基準を定めなければならない。

⑤規制基準の遵守義務(騒音規制法第五条)

指定地域内に特定工場等を設置しているものは、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

(2)騒音に係る特定施設・特定建設作業

騒音規制法に基づく特定施設を表 1 に、群馬県你的生活環境を保全する条例に基づく特定施設を表 2 に、また、騒音規制法に基づく特定建設作業を表 3 にそれぞれ示します。

表 1 群馬県における騒音規制法特定施設一覧表 (騒音規制法 施行令第 1 条別表第 1)

特定施設名称		該当規模要件等	
1	金属加工機械	イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限る。
		ロ 製管機械	
		ハ ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。
		ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
		ホ 機械プレス	呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。
		ヘ せん断機	原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。
		ト 鍛造機	
		チ ワイヤフォーミングマシン	
		リ ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式を除く。
		ル 切断機	といしを用いるもの。
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。	
4	織機	原動機を用いるものに限る。	
5	建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。
		ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。
6	穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。	
7	木材加工機械	イ ドラムバーカー	
		ロ チッパー	原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。
		ハ 碎木機	
		ニ 帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。
		ホ 丸のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。
		ヘ かんな盤	原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。
8	抄紙機		
9	印刷機械	原動機を用いるものに限る。	
10	合成樹脂用射出成形機		
11	鋳造型機	ジョルト式のものに限る。	

表 2 県条例に基づく特定施設（群馬県の生活環境を保全する条例 施行規則第 34 条別表第 12）

1	コンクリートブロックマシン
2	製ビン機（原動機を用いるものに限る。）
3	ダイカストマシン

表 3 騒音規制法に基づく特定建設作業（騒音規制法 施行令第 1 条別表第 2）

1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルをこえない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。）を設けて行なう作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

(3) 騒音に係る規制基準等

特定工場で発生する騒音について規制する時間及び区分ごとの規制基準を表 4 に、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を表 5 に、指定地域内における自動車騒音の限度を表 6 に、また、指定地域内における区域の区分の該当地域を表 7 にそれぞれ示します。

表 4 群馬県における特定工場等騒音規制基準

(平成 12 年群馬県告示第 549 号、群馬県条例施行規則別表第 14)

時間の区分 区域の区分	朝	昼間	夕	夜間
	6 時～8 時	8 時～18 時	18 時～21 時	21 時～6 時
第 1 種区域	40	45	40	40
第 2 種区域	50	55	50	45
第 3 種区域	60	65	60	50
第 4 種区域	65	70	65	55

(単位：デシベル)

注 1 区域の区分とは、次に掲げる区域として知事が告示した区域をいう。

第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

第 2 種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第 3 種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

第 4 種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

注 2 第 1 種区域を除き、学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域内における当該基準は、各時間の区分及び区域の区分に応じて定める値からそれぞれ 5 デシベルを減じた値とする。

① 測定方法

騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。

騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格 Z8731“環境騒音の表示・測定方法”によるものとし、騒音の大きさの決定は次のとおりとする。

- (イ) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (ロ) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (ハ) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。
- (ニ) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとに指示値の最大値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。

表 5 特定建設作業騒音規制基準

(法第 14 条第 1 項、第 15 条第 1 項、昭和 43 年 11 月 27 日厚生省、建設省告示第 1 号)

基準の区分 特定建設作業	特定建設 作業の場 所の敷地 境界線に おける騒 音の大き さ	夜間作業		1 日の作業時間		作業 期間	日曜日 その他 の休日 の作業
		第 1 種 第 2 種 第 3 種 第 4 種 の一部 区域	左記以 外の区 域	第 1 種 第 2 種 第 3 種 第 4 種 の一部 区域	左記以 外の区 域		
くい打ち機等を使用 する作業	85 デシベル	午後 7	午後 10	10 時間	14 時間	連続し て 6 日 を超え て行な わない こと	行なわ ないこ と
びょう打機を使用す る作業		午前 7	午前 6	を行な わない こと	を行な わない こと		
さく岩機を使用する 作業		は行な わない こと	は行な わない こと	こと	こと		
空気圧縮機を使用す る作業		こと	こと				
コンクリートプラン トを設けて行なう作 業							
バックホウを使用す る作業							
トラクターショベル を使用する作業							
ブルドーザーを使用 する作業							
適用除外*		ABCDE		AB		AB	ABCDEF

- *適用除外
- A 災害その他の非常事態の発生により緊急を要する場合
 - B 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
 - C 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
 - D 道路法第 34 条(第 35 条)による占用許可(協議)による場合
 - E 道路交通法第 77 条第 3 項(第 80 条第 1 項)による使用許可(協議)に条件が付された場合
 - F 電気事業法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号の変電所の変更工事であって必要な場合

表 6 自動車騒音の限度 (騒音規制法第 17 条第 1 項)

区域の区分		時間の区分	
		昼 間 (6 時～22 時)	夜 間 (22 時～6 時)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65	55
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

(単位：デシベル)

注 1 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。)に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

表 7 群馬県における指定地域内の区域の指定 (平成 12 年群馬県告示第 209 号)

区域の区分	該当地域
a 区域	都市計画法に基づく用途地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、並びに用途地域の定めのない地域にあっては、騒音規制法の規定による指定地域のうち第 1 種区域に指定された地域
b 区域	用途地域のうち第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の定めのない地域にあっては、指定地域のうち第 2 種区域に指定された地域
c 区域	用途地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに用途地域の定めのない地域にあっては、指定地域のうち第 3 種区域及び第 4 種区域に指定された地域

① 測定方法

自動車騒音の測定値は、次の方法により測定した場合における値とする。

- (イ) 測定は、道路に接して住居等が存している場合には道路の敷地境界、そうでない場合には住居等に到達する騒音の大きさを測定できる地点において行うものとする。測定を行う高さは、生活環境の保全上騒音が最も問題となる位置とする。
- (ロ) 測定は、交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する 7 日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる 3 日間について行うものとする。
- (ハ) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、測定した値を時間の区分ごとに 3 日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値とする。

2 環境基本法に係る環境基準

(1) 騒音に係る環境基準について

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づき騒音に係る環境上の条件について、「生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで、維持されることが望ましい基準」として騒音に係る環境基準(以下、「環境基準」)が定められています。

環境基準は地域の類型及び時間の区分毎に表1の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は都道府県知事により指定されています。群馬県による各類型に当てはめる地域の指定を表2に示します。

表1 環境基準 (平成10年環境庁告示第64号)

地域の類型	基準値	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
AA	50以下	40以下
A及びB	55以下	45以下
C	60以下	50以下

(単位：デシベル)

表2 群馬県における各類型を当てはめる地域の指定 (平成13年群馬県告示第196号)

地域の類型	該当地域
A	都市計画法に基づく用途地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域並びに用途地域の定めのない地域にあつては、騒音規制法第3条第1項の規定による指定地域のうち第1種区域に指定された区域
B	用途地域のうち第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の定めのない地域にあつては、指定地域のうち第2種区域に指定された区域
C	用途地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに用途地域の定めのない地域にあつては、指定地域のうち第3種区域及び第4種区域に指定された区域

ただし、表3に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、表1によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとなります。

表 3 環境基準「道路に面する地域」

地域の区分	基準値	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

(単位：デシベル)

備考 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

また、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として表 4 の基準値の欄に掲げるとおりとなります。

表 4 環境基準「幹線交通を担う道路に近接する空間」

基準値	
昼 間	夜 間
70 以下	65 以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

(単位：デシベル)

① 幹線交通を担う道路の指定

- (イ) 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては、4 車線以上の区間に限る。)
- (ロ) ①に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路

② 幹線交通を担う道路に近接する空間の範囲の特定

幹線交通を担う道路に近接する空間とは、次の車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲が特定されている。

- (イ) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路の場合には 15 メートル。
- (ロ) 2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路の場合には 20 メートル。

③ 測定方法

環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。

- (イ) 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。
- (ロ) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。
- (ハ) 評価の時期は、騒音が一年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。
- (ニ) 騒音の測定は、計量法(平成4年法律第51号)第71条の条件に合格した騒音計を用いて行なうものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を用いることとする。

④ 評価方法

環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うものとする。

- (イ) 道路に面する地域以外の地域については、原則として一定の地域毎に当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。
- (ロ) 道路に面する地域については、原則として一定の地域毎に当該地域内の全ての住居等のうち環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとする。

3 群馬県廃棄物処理施設の構造及び維持管理等に関する基準

騒音に関する基準について

(1) 目的

廃棄物処理施設の構造及び維持管理等に関する基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に定めるもののほか、必要な事項を定め、持続可能な循環型社会づくりに向けて、地域理解の促進及び廃棄物の適正処理の推進を図り、周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設について適正な配慮を図ることを目的とする。

(2) 積替施設、中間処理施設及び最終処分場の維持管理等に関する共通の基準

敷地境界において基準に適合するよう維持管理し、1年に1回以上測定を行い、かつ、周囲の生活環境保全上の支障の生じないものであること。

表1 敷地境界における騒音基準

区分	6時～8時	8時～18時	18時～21時	21時～6時
第1種区域	稼働禁止 (40デシベル)	45デシベル	稼働禁止 (40デシベル)	稼働禁止
第2種区域	稼働禁止 (50デシベル)	55デシベル	稼働禁止 (50デシベル)	稼働禁止 (45デシベル)
第3種区域	稼働禁止 (60デシベル)	65デシベル	稼働禁止 (60デシベル)	稼働禁止 (50デシベル)
第4種区域	稼働禁止 (65デシベル)	70デシベル	稼働禁止 (65デシベル)	稼働禁止 (55デシベル)

注1 区域の区分は、特定工場等において発生する騒音について規制する地域等の指定成12年群馬県告示第533号)を適用し、定めのない区域にあっては、第2種区域を適用する。

注2 カッコ内の値は、建物内の処理その他作業であって、当該時間に稼働することを知が認めた施設に適用する。

注3 第1種区域を除き、学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内における基準は、この表に定める数値から5デシベル減じた値とする。

① 測定方法

騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。

騒音の測定方法は、日本工業規格Z8731“環境騒音の表示・測定方法”によるものとし、騒音の大きさの決定は次のとおりとする。

- (イ) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (ロ) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (ハ) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- (ニ) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとに指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。